

山梨県公報

第二千八百三十五号

平成三十年

十一月一日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………五三五
- 道路の供用開始(二件)……………五三五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五三六
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………五三六
- 県営土地改良事業の工事の完了……………五三六
- 都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議……………五三七

公告

告示

山梨県告示第三百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月一日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		延長(メートル)
		旧	新	
甲府市中央四丁目一四〇番四地先から 甲府市中央四丁目四四四番地先まで		九・八〇	一八・〇〇	一八三・九
		九・八〇 一一・一	一八・〇〇	一八三・九

一八・〇〇

山梨県告示第三百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月一日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		延長(メートル)
		旧	新	
上野原市秋山字下の段一〇二四八番一地从 から 上野原市秋山字祭神戸九六二一番一地从 まで		一四・一〇	一四・一〇	七一・七
		一四・一〇 三八・九	一四・一〇 五三・九	七一・七

山梨県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成三十年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月一日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間		供用開始の期日
			延長(メートル)	旧	
県道	北杜富士見線	北杜市大泉町谷戸字並木上八 九三番一地从先から 北杜市大泉町谷戸字並木上八 九九三番一地从先まで	二二五・〇	二二五・〇	平成三十年十一月一日
			二二五・〇 一一・一	二二五・〇 一一・一	平成三十年十一月一日

山梨県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成三十年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	線 葦崎昇仙峡	葦崎市穂坂町宮久保字三百水 七八三番二地先から 葦崎市穂坂町宮久保字三百水 七八三番三五地先まで	九三・〇	平成三十年 十一月一日	

山梨県告示第三百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成三十年十月二十五日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字堀頭千九百六十四番九、千九百六十四番十一、千九百六十八番二の一部、千九百七十番四及び千九百七十三番四
- 三 指定道路の幅員 最大四・一〇メートル 最小四・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 八十四・五一メートル

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年十一月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンリテールストア株式会社 代表取締役 西松正人 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン大月店 山梨県大月市御太刀一丁目九百七十八番地一外
 - 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	イオンリテールストア株式会社 代表取締役 西松正人 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外三者	イオンリテールストア株式会社 代表取締役 西松正人 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外一者

- 3 変更の年月日 平成三十年三月一日外
- 三 届出年月日 平成三十年十月十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年三月一日まで

● 県営土地改良事業の完了

県営土地改良事業（西野原地区県営農村地域防災減災事業）の工事は、平成三十年五

月二十三日をもって完了した。

平成三十年十一月一日

山梨県知事 後 藤 齋

● 都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の十第一項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり協議の内容を公告する。なお、関係図面は、山梨県県土整備部都市計画課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市公園の名称 山梨県芸術の森公園
- 二 兼用工作物の名称又は種類 一般国道五十二号
- 三 兼用工作物の位置 甲府市貢川一丁目二十四番の三地先
- 四 管理を行う者の氏名及び所在地
 - 1 氏名 道路管理者 国土交通省関東地方整備局長
 - 2 所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一
- 五 管理の内容 兼用工作物の維持及び修繕
- 六 管理の期間 平成三十年十月一日から兼用工作物が存続するまでの期間

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番